

## 高石市駅前広場条例（案） 概要

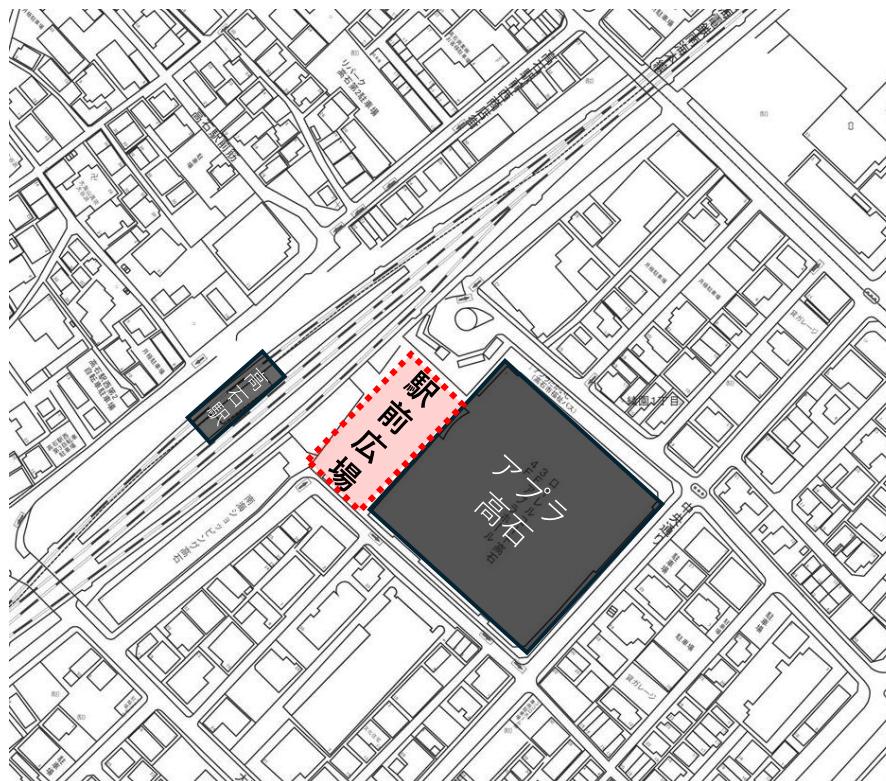
# 第1条 設置

高石駅前広場（東側）においてにぎわいづくりの拠点及び市民の憩いの場を提供するため、本市に駅前広場を設置します。

## 第2条 名称及び位置

【名称】高石駅前広場

【位置】高石市綾園 1 丁目641番地



高石門

※区域については別途告示します。

# 高石市駅前広場条例（案） 概要

## 第4条 使用の許可

駅前広場において、マーケットイベントや展覧会、映画撮影など駅前広場の全部又は一部を独占して使用を実施する場合には許可が必要です。（※許可できない事項、禁止事項については条例第5条及び第7条をご確認ください。）

## 第8条 使用料

### (1) エリア使用

区分		午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		全日		超過時間 1時間ごと	
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時	午後10時							
芝生広場 大エリア	平日	全面	3,000	全面	3,000	全面	3,000	全面	4,800	全面	4,800	全面	6,300	全面	500
		半面	1,500	半面	1,500	半面	1,500	半面	2,400	半面	2,400	半面	3,150	半面	250
	休日等	全面	6,000	全面	6,000	全面	6,000	全面	9,600	全面	9,600	全面	12,600	全面	1,000
		半面	3,000	半面	3,000	半面	3,000	半面	4,800	半面	4,800	半面	6,300	半面	500
芝生広場 小エリア	平日	750		750		750		1,200		1,200		1,580		200	
	休日等	1,500		1,500		1,500		2,400		2,400		3,160		400	

### (2) 部分使用

使用区分	全日		超過時間 1時間ごと
	午前9時 ～午後10時	2,000	
平日	使用面積10平方メートル以下	2,000	200
休日等	使用面積10平方メートル以下	4,000	400

### (3) 附帯設備

附帯設備	規則で定める額

1 平日とは土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日をいい、休日等とは土曜日、日曜日及び休日をいいます。

2 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとします。

3 許可された時間を超えて使用したときは、その超えた時間1時間までごとにつき、この表に定める超過時間1時間ごとの額の使用料を徴収します。